

一般事業主行動計画

～女性活躍推進法に基づく行動計画～

～次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画～

職員が仕事と子育てを両立させることができ、また、女性が活躍できる働きやすい職場環境を整えることにより、全ての職員が能力を十分に発揮できるよう、以下の行動計画を策定します。

■策定事業主 社会福祉法人 長野県社会福祉事業団

■計画期間 令和4年4月1日～令和6年3月31日

《女性活躍推進法に関する目標》

管理職（課長以上）に占める女性の割合を40%以上を目指します。

〈対策〉

- 係長以下の職員を対象に、次世代を担うリーダー（課長以上）養成を目的とした、管理者育成研修を実施する。
 - ・令和4年5月～ 研修内容の見直しと作成。
キャリアパス制度とのすり合わせ
 - ・令和4年9月～ 研修を実施し、管理職の役割と必要な知識や意識の向上を図る。
- 人事管理制度の見直し
 - ・令和4年度中 管理職登用制度の見直し実施
- 令和4年4月～ 所属長との面談時に今後のキャリア形成について相談を行う。

《女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に関する目標》

勤続年数、10年以上を目指します。

〈対策〉

- 退職理由と改善策の検討
 - ・令和4年5～ 過去5年間の退職者の状況把握（理由等）したうえで、対応策の検討を行う。

〈現時点で考えられる原因に対する対策〉

- 心身の健康を守るためのメンタルヘルスケア実施
 - ・令和4年 6月 新規採用職員個別面談の実施（各事業所対応）
 - ・令和4年 7月 メンタルヘルス研修の実施（事務局より資料提供）
 - ・令和4年10月 相談窓口の設置（看護師もしくは保健師）
- 職場環境の改善
 - ・令和4年 6月 令和3年度の年休取得日数及び超過勤務時間の把握
 - ・令和4年 9月～
 - ・事業所長に対する年休取得推進依頼
 - ・長時間労働を是正するための改善案作成と試行及び実施